



平成 30 年 8 月 1 日

各位

会社名 株式会社ミライト・ホールディングス
代表者 代表取締役社長 鈴木 正俊
(コード番号 1417 東証第一部)
問合せ先 取締役財務部長 桐山 学
(電話番号 03-6807-3124)

会社名 株式会社ソルコム
代表者 代表取締役社長 平原 敏行
(コード番号 1987 東証第二部)
問合せ先 取締役総務部長 貴船 賢次
(電話番号 082-504-3300)

株式会社ミライト・ホールディングスと株式会社ソルコムによる経営統合 及び株式交換契約締結のお知らせ

株式会社ミライト・ホールディングス（以下「ミライト HD」）及び株式会社ソルコム（以下「ソルコム」）は、本日開催された両社の取締役会において、両社対等の精神に則った経営統合（以下「本経営統合」）を、ミライト HD を株式交換完全親会社、ソルコムを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）の方法により実施することを決議し、本日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株式交換は、ミライト HD においては会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けずに、ソルコムにおいては平成 30 年 9 月 28 日開催予定の臨時株主総会における特別決議による本株式交換契約の承認を条件として行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日（平成 31 年 1 月 1 日（予定））に先立つ平成 30 年 12 月 26 日に、ソルコムの普通株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）市場第二部に於いて上場廃止（最終売買日は平成 30 年 12 月 25 日）となる予定です。

記

1. 本株式交換による経営統合の経緯・目的等

(1) 本経営統合の経緯・目的

通信建設業を取り巻く事業環境は転換期を迎えております。情報通信分野においては、固定通信では光回線と多様なサービスを組み合わせ提供する光コラボレーションモデルの普及、移動通信では第 4 世代移動通信システム（4G）の高度化や、新たな周波数帯でのサービスが開始されています。加えて、本格的な IoT 時代の到来に向けてビッグデータ等を活

用した新たなソリューションに対する需要の高まりや、2020年に向けた社会インフラの再構築等、事業環境は大きく変化しております。

ミライト HD を持株会社とする企業集団であるミライトグループ(以下「ミライトグループ」)は、平成 22 年の大明株式会社、株式会社コミュニチュア及び株式会社東電通の共同持株会社設立による経営統合を行い現在に至っています。

この間、通信事業者の動きや事業環境の変化に対応し「総合エンジニアリング&サービス会社」として更なる成長・発展を期するために、第 3 次中期経営計画(2017 年度～2020 年度：2017 年 4 月 28 日発表)を策定するとともに、クラウド、ストックビジネス、Wi-Fi、ソフトウェア、環境・エネルギー、グローバル等多くの成長分野(フロンティアドメイン)を積極的に拡大する努力を続けてまいりました。

また、一方で営業効率向上による受注拡大、生産性の高い施工体制の構築、徹底した現場力強化により、経営基盤の拡充に継続して取り組み利益重視の事業運営を推進してまいりました。

ソルコム及びそのグループ会社を含む企業集団であるソルコムグループ(以下「ソルコムグループ」)は、昭和 22 年に設立された広島建設工業株式会社と、昭和 32 年に設立された光和建设株式会社が平成 13 年に合併し誕生したもので、これまでの 71 年余りに亘って NTT グループをはじめとする通信事業者の通信インフラネットワーク構築を担い、中国エリアを中心として地域社会の発展に貢献してまいりました。

この間、ソルコムグループを取り巻く事業環境は劇的且つ急速な変化を続けており、「総合エンジニアリング・マネジメント企業」として更なる成長・発展を期するために、「事業環境が変化する時代に高い技術力と創造力を有する人材により、新たなステージへ飛躍する企業グループを目指す」をビジョンとする中期経営計画(2017 年度～2020 年度：2017 年 2 月 14 日発表)を策定するとともに、「成長事業確立への挑戦」「既存事業の筋肉質な体質への変革」「信頼され続ける会社への進化」「事業を支える人づくり」を柱とする取り組みを進め、安定成長のための構造転換を目指しております。

この中期経営計画の期間においては、通信事業者の電柱更改工事が大幅に減少していくものと想定され、中長期的にも通信事業者の設備投資が抑制傾向と見込まれることから、これまで事業の柱であった通信建設工事を中心とした既存事業のみでは今後の安定成長が望めない中、IT 事業や土木事業を中心として新たな技術領域への挑戦と技術習得を進め、成長事業として軌道に乗せるとともに、既存事業の業務効率を更に高め、既存事業から成長事業への構造転換を図る必要があります。

とりわけ、情報通信分野においては、AI やビッグデータ、IoT などの新技術の活用が加速しつつあり、ICT の活用拡大や社会インフラの整備などと相まって多様な投資の拡大が期待されております。これら事業環境の変化に対応し、新技術を活用したビジネス開拓にスピード感を持って取り組み、ソルコムグループの強みである地域に根ざした営業力及び高い技術力を有する人材を活かしながら、システムソリューション・スマートソリューションなどのソリューションビジネスや点検・診断・保守などのストックビジネスを一層拡大し、IT 事業や土木事業を中心とした成長事業を早急に拡大していくことが経営課題だと考えております。

このような中、情報通信工事業界の大手3社の一角として全国規模の事業基盤を有し、太陽光発電設備の建設工事と運用・保守等のストックビジネス、ソフトウェア開発、アジアを中心とした海外事業、ドローンビジネス等の情報通信工事以外を積極的に展開するミライトグループと中国エリアにおいてブランド力と競争力を有して強固な営業・工事・保守等の体制を構築しているソルコムグループが、同一の企業グループとして経営統合を図り、事業エリア、事業分野、人材・ノウハウ等で両社それぞれの強みを活かすことによって最大限のシナジーを発揮できるとの認識で一致しました。また、本経営統合により、ミライトグループの有するノウハウをソルコムグループのビジネス開拓に活用でき、ミライトグループの中国エリアにおける事業基盤はより強固なものとする事ができるため、両社の持続的な成長・発展と中長期的な企業価値の創出に資するものと判断いたしました。

そして、ソルコムグループの地域に根ざした強みを活かしつつ、両社がより広域に多様な事業の展開と必要な経営資源の連携を図り、企業グループとしての機動的な意思決定と迅速な事業運営を可能とする体制の必要性等を勘案し、本株式交換による経営統合が最善の策であると判断いたしました。

ミライトグループとソルコムグループは、本経営統合により両社が持つブランド力、競争力等の強みを活かし、グループとして更なる事業拡大を図り企業価値の向上に取り組んでまいります。

(2) 本経営統合の基本方針

本経営統合は、ミライトグループとソルコムグループが、同一の企業グループとして持続的な成長・発展と中長期的な企業価値の創出を目指すことを目的とするものであり、以下の事項を基本方針とします。

- ① ミライトHDは、ソルコムグループが中国エリアにおいて長きに亘り事業を継続、発展させてきたこと、また、ソルコムグループが主として通信設備に関する工事関連事業を通じて同エリアの地域に密着して重要な貢献をしてきたことに鑑み、同一企業グループとしての統一的ガバナンスのもと、ソルコムグループのブランド、地域性及び自主性を最大限尊重すること
- ② ミライトHDは、ソルコムを、ミライトHDの直轄の事業会社と位置づけるものとし、ミライトHD及びソルコムは、上述の基本方針を前提として、両社対等の精神をもって、事業上の技術、ノウハウ、それぞれが展開している事業に関する情報共有その他本経営統合を基としたシナジー発揮のために、必要な人材・資源その他のリソースを、相互に、最大限提供すること

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

本株式交換契約締結に係る取締役会決議日（両社）	平成30年8月1日（本日）
本株式交換契約締結日（両社）	平成30年8月1日（本日）
臨時株主総会基準日公告日（ソルコム）	平成30年8月5日（予定）
臨時株主総会基準日（ソルコム）	平成30年8月20日（予定）
本株式交換契約承認臨時株主総会開催日（ソルコム）	平成30年9月28日（予定）
最終売買日（ソルコム）	平成30年12月25日（予定）
上場廃止日（ソルコム）	平成30年12月26日（予定）
本株式交換の実施予定日（効力発生日）	平成31年1月1日（予定）

（注1）ミライトHDは、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに本株式交換を行う予定であります。

（注2）上記日程については、本株式交換に関して必要となる国内外の関係当局の許認可、登録、届出等の対応の要否、状況その他諸般の事情に照らし、両社が協議し合意の上、必要に応じて変更することがあります。

（2）本株式交換の方式

ミライトHDを株式交換完全親会社、ソルコムを株式交換完全子会社とする株式交換です。

本株式交換は、ミライトHDにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに、ソルコムにおいては、平成30年9月28日に開催予定の臨時株主総会において本株式交換契約が承認されることを前提としております。なお、本株式交換により、ソルコムの株主には、本株式交換の対価として、ミライトHDの普通株式が割り当てられる予定です。

（3）本株式交換に係る割当ての内容

	ミライトHD (株式交換完全親会社)	ソルコム (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	2.05

（注1）株式の割当比率

ソルコムの普通株式1株に対して、ミライトHDの普通株式2.05株を割当交付いたします。

（注2）本株式交換により交付する株式数

ミライトHDは、本株式交換に際して、本株式交換によりミライトHDがソルコムの発行済株式の全部を取得する時点の直前時のソルコムの株主の皆様に対し、ミライトHDの普通株式11,393千株（予定）を割当交付する予定です。また、ミライトHDが交付する株式は、新規の株式発行を行うことを予定しておりますが、保有する自己株式2,000千株（予定）を本株式交換による株式の割当てに一部充当する予定です。

（注3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ミライトHDの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるソルコムの株主の皆様におかれましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、ミライトHDの単元未満株式を保有する株主の皆様が、ミライトHDに対して、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及びミライトHDの定款の規定に基づき、ミライトHDの単元未満株式を保有する株主の皆様が、ミライトHDに対して、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元（100株）となる数のミライトHDの普通株式を売り渡すことを請求し、これを買増しすることができる制度です。

（注4）1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、ミライトHDの1株に満たない端数の交付を受けることとなるソルコムの株主の皆様

様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い、ミライト HD が当該端数部分に応じた金額をお支払いします。

- (4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
ソルコムは新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

- (5) 剰余金の配当に関する取扱い

ミライト HD 及びソルコムは、ミライト HD が、平成 30 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、総額 18 億円を限度として剰余金の配当を行うことができること、及び、ソルコムが、平成 30 年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、総額 4 億円を限度として剰余金の配当を行うことができること、並びに、これらを除いては、ミライト HD 及びソルコムは、本日以降、本株式交換の効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、本株式交換の効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己株式の取得をしなければならない場合を除きます。）の決議を行ってはならない旨を合意しております。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

- (1) 割当ての内容の根拠及び理由

ミライト HD 及びソルコムは、本株式交換に用いられる上記 2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下「本株式交換比率」）の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、ミライト HD はみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」）を、ソルコムは株式会社三菱 UFJ 銀行（以下「三菱 UFJ 銀行」）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

ミライト HD 及びソルコムは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、ミライト HD 及びソルコムは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本日開催の両社の取締役会において、それぞれ決議いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

- (2) 算定に関する事項

ミライト HD は、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、ミライト HD 及びソルコムから独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定いたしました。なお、みずほ証券は、ミライト HD 及びソルコムの関連当事者には該当せず、ミライト HD 及びソルコムとの間で重要な利害関係を有しません。

みずほ証券は、ミライト HD 及びソルコム の財務情報及び本株式交換の諸条件を分析したうえで、ミライト HD について、その普通株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」）を採用して算定を行いました。一方、ソルコムについては、その普通株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、本取引と比較可能な類似取引が複数存在し、類似取引比較によるソルコム の株式価値の類推が可能であることから類似取引比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して算定を行いました。

なお、各評価方法によるソルコム の普通株式 1 株に対するミライト HD の普通株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、以下のとおりとなります。

ミライト HD 採用手法	ソルコム採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	市場株価基準法	1.45～1.83
市場株価基準法	類似取引比較法	1.47～2.22
DCF 法	DCF 法	1.93～2.59

なお、市場株価基準法では、平成 30 年 7 月 31 日（以下「算定基準日」）を基準として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る 1 週間、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の株価値の単純平均値を採用いたしました。

みずほ証券が DCF 法の前提とした両社の将来の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、みずほ証券が検討した全ての公開情報及び両社からみずほ証券に提供され又はみずほ証券が両社と協議した財務その他の情報で株式交換比率の算定に際して実質的な根拠となった情報の全てが、正確且つ完全であることに依拠し、それを前提としております。なお、みずほ証券は、かかる情報の正確性もしくは完全性につき独自に検証は行っておらず、また、これらを独自に検証する責任又は義務を負いません。株式交換比率算定書に記載される内容は、みずほ証券に提供され又はみずほ証券が両社と協議した情報について、かかる情報を重大な誤りとする事項があった場合、又は株式交換比率算定書交付時点で開示されていない事実や状況もしくは株式交換比率算定書交付時点以降に発生した事実や状況（株式交換比率算定書交付時点において潜在的に存在した事実で、その後明らかになった事実を含みます。）があった場合には、異なる可能性があります。みずほ証券は、各社の経営陣が、みずほ証券に提供され又はみずほ証券と協議した情報を不完全もしくは誤解を招くようなものとするような事実を一切認識していないことを前提としております。さらに、みずほ証券は、各社又はその関係会社の資産・負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債その他の偶発債務を含みます。）又は引当につき独自に評価・鑑定を行っておらず、いかなる評価又は鑑定についても、独自に第三者から提供を受けたことはなく、また、第三者に要求しておりません。みずほ証券は、各社又はその関係会社の財産又は施設を検査する義務を負っておらず、また、倒産、破産等に関する法律に基づいて各社又はその関係会社の株主資本、支払能力又は公正価格についての評価を行っておりません。

株式交換比率の算定に際して各社から情報の提供又は開示を受けられず、又は提供もしくは開示を受けたもののそれが各社の株式価値に及ぼす影響が現時点においては不確定なもの、又はその他の方法によってもみずほ証券が評価の基礎として使用できなかったものについては、みずほ証券は、みずほ証券が合理的及び適切と考える仮定を用いております。みずほ証券のかかる仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、それが各社の将来の財務状況にどのような影響を及ぼすかについて、みずほ証券は検証を行っておりません。

なお、みずほ証券が開示を受けた財務予測その他の将来に関する情報については、両社の将来の経営成績及び財務状況に関し現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、各社の経営陣によって合理的に準備・作成もしくは調整されたことを前提としております。みずほ証券は上記の前提条件及び財務予測並びに事業計画の実現可能性について独自に検証することなく、これらの前提条件及び財務予測並びに事業計画に依拠しており、株式交換比率算定書で言及される分析もしくは予想又はそれらの基礎となる仮定に関して何らの見解も表明しておりません。みずほ証券は、法律、規制又は税務関連の専門家ではなく、かかる事項については、両社の外部専門家が行った評価に依拠しております。なお、本株式交換は、日本の法人税法上、課税されない取引であることを前提としております。

みずほ証券の算定結果は、みずほ証券がミライトHDの依頼により、ミライトHDの取締役会が本株式交換比率を決定するための参考に資することを唯一の目的としミライトHDに提出したものであり、当該算定結果は、みずほ証券が本株式交換比率の妥当性について意見を表明するものではありません。

他方、ソルコムは、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、ミライトHD及びソルコムから独立した第三者算定機関である三菱UFJ銀行を選定いたしました。なお、三菱UFJ銀行は、ミライトHD及びソルコムの関連当事者には該当せず、ミライトHD及びソルコムとの間で重要な利害関係を有しません。

三菱UFJ銀行は、ミライトHD及びソルコムの両社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社とも比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下、「DCF分析」という。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

ソルコムの普通株式1株に対して割当てするミライトHDの普通株式の算定レンジは以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価分析	1.63～1.86
類似企業比較分析	1.43～2.32
DCF分析	1.76～2.40

なお、市場株価分析では、平成30年7月31日を算定基準日とし、東京証券取引所市場

第一部におけるミライトHD株式及び東京証券取引所市場第二部におけるソルコム株式それぞれの算定基準日終値並びに算定基準日までの直近1ヶ月間及び直近3ヶ月間における終値単純平均値を基に分析しております。

三菱UFJ銀行は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確且つ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で三菱UFJ銀行に対して未開示の事実はないことを前提としております。さらに、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱UFJ銀行の株式交換比率の算定は、平成30年7月31日時点までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、三菱UFJ銀行がDCF分析による算定の前提とした両社の将来の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

三菱UFJ銀行による株式交換比率の算定結果は、三菱UFJ銀行がソルコムの依頼により、ソルコムの取締役会が本株式交換比率を決定するための参考に資することを唯一の目的としソルコムに提出したものであり、当該算定結果は、三菱UFJ銀行が本株式交換比率の公正性及び妥当性について意見を表明するものではありません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換に伴い、その効力発生日である平成31年1月1日（予定）をもって、ミライトHDはソルコムの完全親会社となることから、完全子会社となるソルコムの普通株式は、東京証券取引所市場第二部の上場廃止基準により、所定の手続を経て平成30年12月26日に上場廃止（最終売買日は平成30年12月25日）となる予定です。

上場廃止後は、ソルコムの普通株式を金融商品取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換の効力発生日においてソルコムの株主の皆様へ割り当てられるミライトHDの普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場されているため、一部の株主の皆様においては単元未満株式の割当てのみを受ける可能性があるものの、1単元以上の株式については引き続き金融商品取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

他方、本株式交換により、ミライトHDの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできませんが、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。また、単元未満株式の買増制度をご利用いただき、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元となる数の株式をミライトHDから買い増すことも可能です。かかる取扱いの概要については、上記2.（3）（注3）

「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記2.（3）（注4）「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

(4) 公正性を担保するための措置

ミライト HD 及びソルコムは本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、以下の措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得

ミライト HD は、ミライト HD 株主のために、ミライト HD 及びソルコムから独立した第三者算定機関であるみずほ証券から本株式交換に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は上記 3. (2)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、ミライト HD は、みずほ証券から、本株式交換比率がミライト HD の株主にとって財務的見地より公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

他方、ソルコムは、ソルコム株主のために、ミライト HD 及びソルコムから独立した第三者算定機関である三菱 UFJ 銀行から本株式交換に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は上記 3. (2)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、ソルコムは、三菱 UFJ 銀行から、本株式交換比率がソルコムの株主にとって財務的見地より公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

② 独立した法律事務所からの助言

ミライト HD は、本株式交換の法務アドバイザーとして、柴田・鈴木・中田法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、柴田・鈴木・中田法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所は、ミライト HD 及びソルコムとの間で重要な利害関係を有しません。

他方、ソルコムは、本株式交換の法務アドバイザーとして、北浜法律事務所・外国法共同事業を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、北浜法律事務所・外国法共同事業は、ミライト HD 及びソルコムとの間で重要な利害関係を有しません。

(5) 利益相反を回避するための措置

ミライト HD とソルコムの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別の措置を講じておりません。

4. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	株式会社ミライト・ホールディングス	株式会社ソルコム
(2) 所在地	東京都江東区豊洲五丁目 6 番 36 号	広島市中区南千田東町 2 番 32 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 鈴木 正俊	代表取締役社長 平原 敏行
(4) 事業内容	電気通信工事、電気工事、土木工	電気通信工事・土木一式工事の請

	事、建築工事に関連する事業を行う子会社及びグループ会社の経営管理並びにこれらに附帯する業務	負、電気通信機器・情報処理機器の販売、ソフトウェアの開発・設計及び販売、リース業、警備業、工事材料の販売、運送業
(5) 資本金	7,000百万円	2,324百万円
(6) 設立年月日	平成22年10月1日	昭和22年4月17日
(7) 発行済株式数	85,381,866株	5,911,983株
(8) 決算期	3月31日	12月31日
(9) 従業員数	9,010名(連結)	1,514名(連結) (平成29年12月31日現在)
(10) 主要取引先	純粋持株会社につき、当該事項はありません。	西日本電信電話株式会社 その他
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱UFJ銀行	株式会社三井住友銀行 株式会社広島銀行 株式会社もみじ銀行 広島信用金庫
(12) 大株主及び持株比率	住友電気工業株式会社 19.01% 日本トラスティ・サービス 5.58% 信託銀行株式会社(信託口) 日本マスタートラスト信託銀行 4.38% 株式会社(信託口) 住友電設株式会社 2.91% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 2.75% (常任代理人株式会社みずほ銀行)	公益財団法人八幡記念育英奨学会 8.88% 株式会社ミライト・テクノロジーズ 5.99% 双栄興業株式会社 4.40% ソルコム社員持株会 3.80% 株式会社三井住友銀行 3.58% (平成30年6月30日現在)
(13) 当事会社間の関係		
資本関係	本日現在、ミライトHDの完全子会社である株式会社ミライト・テクノロジーズは、ソルコム株式を354千株保有しております。 本日現在、ソルコムはミライトHD株式を596千株保有しております。	
人的関係	該当ありません。	
取引関係	ミライトHDの完全子会社である株式会社ミライトとそのグループ会社、及び、株式会社ミライト・テクノロジーズとそのグループ会社は、ソルコム及びソルコムのグループ会社と取引関係がありますが、取引額は僅少であります。	

	関連当事者への該当状況	該当ありません。				
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態						
決算期	ミライトHD (連結)			ソルコム (連結)		
	平成28年 3月期	平成29年 3月期	平成30年 3月期	平成27年 12月期	平成28年 12月期	平成29年 12月期
連結純資産	126,599	128,837	140,744	24,920	25,665	27,255
連結総資産	194,978	218,053	236,480	33,930	35,324	37,781
1株当たり 連結純資産(円)	1,511.74	1,570.53	1,733.14	928.32	956.57	5,237.30
連結売上高	269,537	283,236	312,967	40,957	38,999	42,577
連結営業利益	6,127	10,061	16,715	894	1,262	1,827
連結経常利益	6,735	10,590	17,838	1,202	1,560	2,190
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,631	6,437	11,504	723	956	1,446
1株当たり連結当期純利益 (円)	44.65	79.81	145.41	27.20	36.11	275.48
1株当たり 配当金(円)	30.00	30.00	35.00	8.0	10.0	60.0

(注1) 平成30年3月31日現在。ただし、特記しているものを除きます。

(注2) 単位：百万円。ただし、特記しているものを除きます。

(注3) ソルコムは、平成29年7月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。

5. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名称	株式会社ミライト・ホールディングス
(2) 所在地	東京都江東区豊洲五丁目6番36号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 鈴木 正俊
(4) 事業内容	電気通信工事、電気工事、土木工事、建築工事に関連する事業を行う子会社及びグループ会社の経営管理並びにこれらに付帯する業務
(5) 資本金	7,000百万円
(6) 決算期	3月31日
(7) 純資産	現時点では確定しておりません。
(8) 総資産	現時点では確定しておりません。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における取得に該当し、ミライトHDの連結財務諸表上、現行の企業結合会計基準では、のれん（又は負ののれん）が発生する見込みですが、発生するのれん（又は負ののれん）の金額は現時点では未定です。

7. 今後の見通し

本株式交換によるミライト HD の連結業績に与える影響は現在精査中であり、確定次第お知らせいたします。

(参考) 株式会社ミライト・ホールディングス当期業績予想 (平成 30 年 8 月 1 日公表分) 及び前期連結実績

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益	1 株当たり 当期純利益
当期業績予想 (平成 31 年 3 月期)	320,000	16,000	16,800	11,000	138.29 円
前期実績 (平成 30 年 3 月期)	312,967	16,715	17,838	11,504	145.41 円

※本株式交換がミライト HD の当期の連結業績に与える影響は現在精査中であり、上記通期業績予想(平成 31 年 3 月期)には織り込んでおりません。

(参考) 株式会社ソルコム当期業績予想 (平成 30 年 5 月 14 日公表分) 及び前期連結実績

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益	1 株当たり 当期純利益
当期業績予想 (平成 30 年 12 月期)	40,000	1,200	1,500	1,000	194.52 円
前期実績 (平成 29 年 12 月期)	42,577	1,827	2,190	1,446	275.48 円

以 上